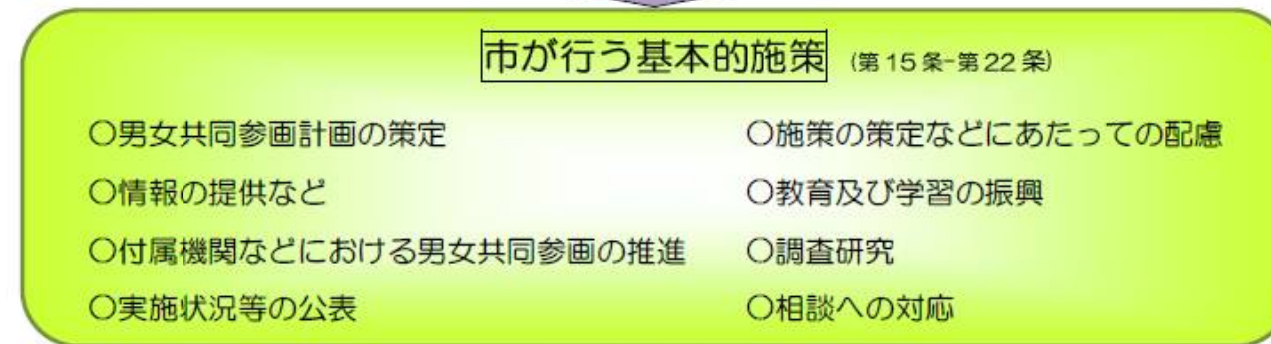
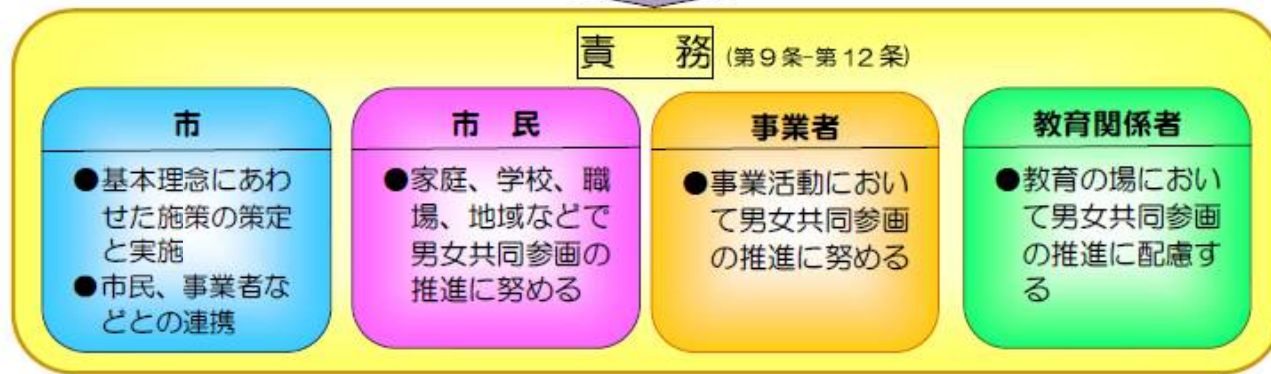
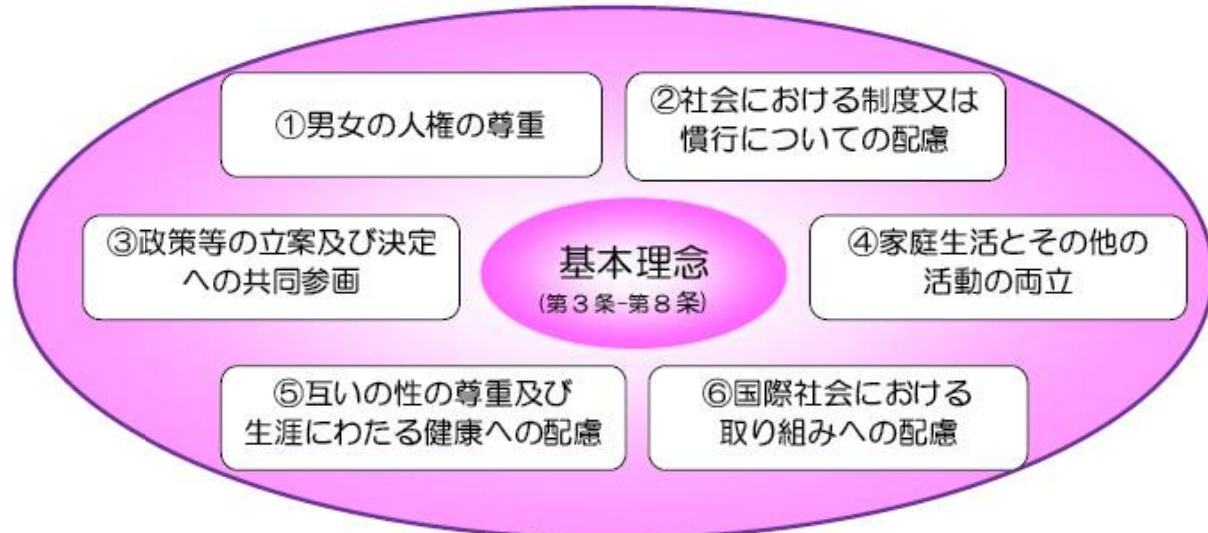


士別市男女共同参画推進条例のあらまし

条例制定の目的(第1条)

すべての人の人権が尊重され、あらゆる形態の暴力が根絶されるとともに、個性と能力を十分発揮し、喜びと責任をともに分かち合うことができる男女共同参画社会を、市民との協働で実現するために制定します。



士別市人づくり・まちづくり推進協議会 (第23条) …付属機関として基本的な事項の調査・審議を行う

士別市

男女共同参画推進条例



みんなで育てよう
一人ひとりが輝き
まちが輝く士別市

士別市

平成23年4月1日から、士別市男女共同参画推進条例を施行しました。

男女共同参画ってなに？

女性も男性も性別にとらわれず、対等なパートナーとして、自分の個性や才能を發揮しながら、社会のいろいろな分野に参画する機会が確保されること、またそれによって利益や喜びを分かち合い、責任も一緒に担うことをいいます。

なぜ条例が必要なのでしょうか？

これまでも士別市では、すべての人の人権が尊重され、安心していきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして、「士別市男女共同参画行動計画」を策定し、その実施に向けて取り組みを進めてきました。

しかし、「男性はこうあるべき」「女性はこうすべき」といった性別で役割を決めてしまう考え方や、それをもとにした男女の不平等などたくさん問題が残されています。

これからは、市と市民、事業者、教育関係者などのみなさんが互いに協働して「男女共同参画」を進めることが不可欠です。

これらの考え方や、市やみなさんが取り組まなければならないことを明らかにするために、この条例を制定しました。

市と、市民、事業者、教育関係者などのみなさんが一緒に、それぞれが責任を分担しながら取り組むことが大切です。

市が取り組むこと・・・

男女共同参画の推進に関する取り組みを、総合的に実施します。

市民のみなさんは・・・

家庭、学校、職場、地域その他市民生活のあらゆる分野で、男女共同参画のまちづくりを積極的に推進するよう努めましょう。

事業者のみなさんは・・・

事業活動を行う上で、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めましょう

教育関係者のみなさんは・・・

学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場において、男女共同参画の推進に配慮するよう努めましょう



基本理念(男女共同参画を進めるための基本となる考え方)は、次の6つです。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること
男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと
性別にとらわれず個人として能力を發揮する機会が確保されること
あらゆる形態の暴力が根絶されること
すべての人の人権が尊重されること
性同一性障害を有する人や、その他多様な性を有する人の人権についても配慮すること

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行にとらわれず、自由な選択ができるよう配慮されること

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、市の政策や事業者、各種の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

4 家庭生活とその他の活動の両立

家族が、お互いに協力し、社会の支援も受けながら、家庭生活や職業生活等の社会における活動を両立させることができるようにすること

5 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

男女が、互いの性や妊娠、出産などに関して理解を深めるとともに、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることとともに、生涯にわたる心身の健康に配慮すること

6 国際社会における取組への配慮

国際社会における取組を理解し、男女共同参画を推進すること

権利を侵害する行為を禁止します!!

家庭・学校・職場・地域などで

性別により差別する取り扱い
セクシュアル・ハラスメント
身体的・精神的な暴力行為

情報に関する注意!!

公衆に情報を提供する場合は

男女共同参画を害する表現
過度な性的表現

を、行わないこと。